○国土交通省・環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第一条の四第三号の規定に基づき、有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第一条の四第三号の国土交通省令・環境省令で定める細菌は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、同表の上欄に掲げる細菌ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

細菌	基準
一　エシェリヒア属コリー（別名大腸菌）	水バラスト百ミリリットル当たりの集落数が二百五十以上であること。
二　ビブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清型がO一又はO一三九であるものに限る。）	水バラスト百ミリリットル当たりの集落数又は動物プランクトン一グラム当たりの集落数が一以上であること。
三　エンテロコッカス（別名腸球菌）	水バラスト百ミリリットル当たりの集落数が百以上であること。

附　則

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

○環境省令第二十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の二第四項及び第十七条の七第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第二項の規定に基づき、有害水バラストの処理方法を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十月九日

環境大臣　望月　義夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の二第四項等に規定する有害水バラストの処理方法を定める省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の二第四項及び第十七条の七第三項の環境省令で定める方法は、化学物質を製造する装置又は生物（ウイルスを含む。）を使用する方法とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成二十七年一月一日）から施行する。

（改正法附則第三条第二項の環境省令で定める方法）

第二条　改正法附則第三条第二項の環境省令で定める方法は、化学物質を製造する装置又は生物（ウイルスを含む。）を使用する方法とする。

告　示

○財務省告示第三百五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年九月一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百七十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千二百十七億四千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千七百八十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千二百十二億八千八百八十九万七千二百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千七百八十一億五千八百八十七万四千八百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十六年九月一日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭一厘四毛

十二　償還期限　平成二十六年十二月一日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。